

節湯水栓適合確認書

下記適合確認品番の製品が、下記に記載した基準名、適合する仕様区分における節湯水栓であることを確認しました。

適合確認品番	別紙一覧表に記載	
基準名	・都市の低炭素化の促進に関する法律 「建築物に係るエネルギー使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」 ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 「建築物エネルギー消費性能基準」、「住宅トップランナー基準」	
適合する仕様区分	一次エネルギー消費量 給湯設備 節湯水栓	
節湯水栓の種類	手元止水機構(節湯A1)、小流量吐水機構(節湯B1)、水優先吐水機構(節湯C1)	
製品を製造する工場の名称及び所在地	・株式会社LIXIL 半田工場 愛知県半田市岩滑南浜町70 ・株式会社LIXIL 尾道工場 広島県尾道市長者原2-165-5 ・株式会社LIXIL 彦根工場 滋賀県彦根市服部町840 ・驪住衛生潔具(蘇州)有限公司 中国江蘇省蘇州市蘇州新区塔園南路 86号	
公的認可状況	ISO 9001	株式会社LIXIL半田工場、尾道工場、株式会社彦根LIXIL製作所、驪住衛生潔具(蘇州)有限公司
	日本工業規格 JIS B 2061 給水栓	株式会社LIXIL半田工場、尾道工場、株式会社彦根LIXIL製作所、驪住衛生潔具(蘇州)有限公司

■製品の性能確認区分※について

①節湯水栓の「手元止水機構(節湯A1)」、「水優先吐水機構(節湯C1)」は、構造・形状等での性能確認が可能であるため、製品の性能確認区分は全て「-」となります。

②節湯水栓の「小流量吐水機構(節湯B1)」は、性能確認が必要になります。下表より、性能確認区分は、全て「B-2」となります。

		生産品質		
		ISO登録工場 又はJIS認証取得工場	第三者生産品質審査機関で 審査実施	自己適合宣言 (JIS Q 17050-1)
試験品質	第三者試験機関で試験実施	A		B-1
	第三者試験等審査機関で審査実施			
	自己適合宣言(JIS Q 1000等)	B-2		C

※一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が定める試験品質および生産品質の確認方法による区分です。

■適合証明について

①節湯水栓の「手元止水機構(節湯A1)」、「水優先吐水機構(節湯C1)」は、構造・形状等での性能確認が可能であるため、所管行政庁及び登録省エネ判定機関への証明書の提出は不要です。

②節湯水栓の「小流量吐水機構(節湯B1)」は、シャワーヘッドの性能とサーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、又はシングルレバー湯水混合水栓の組合せにより、試験品質の適合が判断されます。

③一覧表に掲載されている製品は、ISO9001に基づく品質管理体制で供給されます。

クリナップ様向け台所水栓一覧（節湯・節水）

LIXIL品番	クリナップ様専用品番	節湯水栓		節水水栓	
		節湯種類	適合証明 (試験品質)	判断基準	適合証明
SF-NA451SU-KRP	ZZSF-NA451S	A1	-	ホ	-
SF-NA451SU-KRP	ZZSF-NA451S-HF	A1	-	ホ	-
SF-NA451SU-KRP	ZZSF-NA451S-HK	A1	-	ホ	-
SF-NA451SU-KRP	ZZSF-NA451S-HM	A1	-	ホ	-
SF-NA451SU-KRP	ZZSF-NA451S-HB	A1	-	ホ	-
SF-NA451SU-KRP	ZZSF-NA451S-T	A1	-	ホ	-
SF-NA451SNU-KRP	ZZSF-NA451SN	A1	-	ホ	-
SF-NA451SNU-KRP	ZZSF-NA451SN-HF	A1	-	ホ	-
SF-NA451SNU-KRP	ZZSF-NA451SN-HK	A1	-	ホ	-
SF-NA451SNU-KRP	ZZSF-NA451SN-HM	A1	-	ホ	-
SF-NA451SNU-KRP	ZZSF-NA451SN-HB	A1	-	ホ	-
SF-NA451SNU-KRP	ZZSF-NA451SN-T	A1	-	ホ	-
JF-AB466SYX-KRP(JW)	ZZJFAB466SYX	C1	-	ホ	-
JF-AB466SYX-KRP(JW)	ZZJFAB466SYX-HS	C1	-	ホ	-
JF-AB466SYXN-KRP(JW)	ZZJFAB466SYXN	C1	-	ホ	-
JF-AB466SYXN-KRP(JW)	ZZJFAB466SYXN-HS	C1	-	ホ	-
JF-NA466SU-KRP(JW)	ZZJFNA466SJW-T	A1	-	ホ	-
JF-NA411SY-KRP(JW)	ZZJFNA411SY	A1,C1	-	ホ	-
JF-NA411SYN-KRP(JW)	ZZJFNA411SYN	A1,C1	-	ホ	-